

個別施策管理シート 対象事業年度 平成 24 年度

個別施策18

政策	4 環境にやさしい港	施策推進 責任者	港営部長
基本施策	06 秩序ある港湾環境づくり		
個別施策	18 港湾エリア(臨港地区、港湾区域)を適正に開発・利用する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	立地企業、港湾利用者
	サービスの対象物(何を)	臨港地区及び港湾区域
	意図(どういった状態にしたいのか)	適正に港湾活動を行うことができる
内容	港湾内における埋立の進捗や周辺の土地利用環境の変化に対応し、迅速に臨港地区の指定、解除及び分区の変更等を行うとともに、ゴミ・放置自動車等の不法投棄をしにくい環境づくりを進め、臨港地区及び港湾区域において適正に港湾活動を行うことができるようにしていきます。	
目標	臨港地区の適正な指定及び規制を行い、適正に港湾活動ができるようにします。	目標達成に影響する外的要因等

成果指標	年度 実績等	H20	H21	H22	H23	H24	目標 H24	指標の説明(式)
		実績	件	0	0	0	0	
不法投棄等に起因する事件、 事故の発生件数	達成度	○/×	○	○	○	○		
	実績							
	達成率							

2. DO(個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性)

重点化	担当課名	事務事業名(コード)	事務事業の概要	主な 活動・成果指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値 (年度)	平成24年度実施事業に基づく評価結果				
					実績	実績	実績見込み		平成24年度 末までの 状況 ※1	平成25年度以降の取組の方向性			備考(判断の理由・目標年次の変更等)
					上段: 指標達成状況					事務事業 ※2	成果 ※3	コスト ※4	
	(企画調整室) 計画担当	臨港地区及び分区の変更(飛島ふ頭、弥富ふ頭)(個18事01)	国、関係市町村、地権者等と調整を行い、土地造成及び土地利用の変化に応じて臨港地区及び分区を変更します。	臨港地区及び分区の変更手続きの累計進捗率(%)	100			100 累計 (H22)	完了				
	(企画調整室) 計画担当	港湾隣接地域の変更(個18事02)	国、関係市町村、地権者等と調整を行い、港湾隣接地域を変更し、係留施設や外郭施設の適正な利用を図ります。	港湾隣接地域の変更手続きの累計進捗率(%)	5,089			100 累計 (H21)	完了				
	(港営部) 港営課	放置自動車対策の推進(個18事03)	放置自動車の削減・抑制対策として、臨港地区のパトロールや放置しがたい環境づくりを実施します。	放置自動車処理台数(台)	1	2	3	0 (継続)	順調	継続	➡	➡	港湾環境づくりには放置自動車対策は不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
	(港営部) 港営課	ゴミの不法投棄対策の推進(個18事04)	ゴミの不法投棄の削減・抑制対策として、臨港地区のパトロールや一斉清掃を行い、投棄しがたい環境づくりを実施します。	不法投棄されたゴミの処分量(トン)	225	362	526	- (継続)	順調	継続	➡	➡	港湾環境づくりにはゴミ処理は不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
	(港営部) 港営課	構築物建設、水域占用等の許可(個18事05)	臨港地区内・港湾区域内における一定の行為(工場・事業所の新設又は増設、水域占用等)に対し、関係法令に基づいて、各種審査を実施し、許可等を行います。	適正処理率(%)	100	100	100	100 (継続)	順調	継続	➡	➡	港湾の秩序ある開発・利用には不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
	(港営部) 海務課	港湾区域内の大型漂流物除去(個18事06)	作業船による巡回及び通報により確認された港湾区域内の大型漂流物等を迅速かつ確実に除去します。(除去作業は委託事業者が行います。)	大型漂流物による海難件数(件)	0	0	0	0 (継続)	順調	継続	➡	➡	水面においても良好な環境を維持することが必要なため。
	(港営部) 管財課	貸付地の管理(個18事07)	貸付地の適正管理のため巡視を行い、状況把握をします。あわせて、ゴミの不法投棄を防ぐため、必要に応じ防護柵等の予防設置を講じます。	不法投棄の件数(件)	12	12	12	- (継続)	順調	継続	➡	➡	港湾環境づくりにはゴミ処理は不可欠であり、引き続き成果を維持していく必要があるため。
				施策コスト (事業費合計)	99,589	84,897	88,072						

注) 事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。
注) 目標値欄の「(継続)」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則として24年度の中間目標として設定しています。

4. ACTION(個別施策全体の今後の取組の方向性)

平成25年度以降の取組の方向性		平成25年度取組の方向性の判断の理由(本組合財政収支への影響の考察を含む※5)	
区分	成果※3	コスト※4	
拡大 維持 縮小	➡	➡	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ処理については、引き続き適切な処理が必要なため成果維持とします。 ・コストについては、ゴミ処理のための義務的経費であるため維持とします。
今後の展開方向(新規事業の創出、事務事業の見直し等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区のパトロールや一斉清掃を行い、ゴミ・放置自動車等の不法投棄をしにくい良好な環境づくりを進めていきます。 ・次期政策体系(26年度～)において、本施策及び事務事業構成の見直しの検討を行っていきます。 			

3. CHECK(個別施策全体における取組状況と課題)

前年度の評価結果を踏まえて取り組んだ内容と現状における課題認識	
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄しにくい環境づくりのため、臨港地区におけるパトロールや清掃などを実施しました。 ・港湾エリアの適切な利用・開発誘導を行う事務事業の創設の検討については、検討が十分でなかったため引き続き検討を行う必要があります。 ・政策体系として評価を行うことが適さない日常業務については、次期政策体系の策定において見直しが必要です。 	
構成事務事業の適正性(構成される事務事業で個別施策の目標を達成できているかどうか。できていない場合は改善策を記入)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ処理などの日常管理的な事務事業が中心となっており、今後事務事業の見直しが必要です。 	

